

第 10 類 穀物

注

- 1 (A) この類の各項の物品は、穀粒があるもの（穂又は茎に付いているかいないかを問わない。）に限り、当該各項に属する。
- (B) この類には、殻の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第 10.06 項には、玄米、精米、研磨した米、つや出した米、パーボイルドライス及び砕米を含む。
- 2 第 10.05 項には、スイートコーンを含まない（第 7 類参照）。

号注

- 1 「デュラム小麦」とは、トリティウム・デュラム種の小麦及び当該種の種間交雑により生じた雑種で染色体数がトリティウム・デュラム種と同数（28）のものをいう。